

# 社協における災害ボランティア センター活動支援の基本的考え方

—全国的な社協職員の応援派遣の進め方—

# 社協における災害ボランティアセンター活動支援の基本的考え方

## —全国的な社協職員の応援派遣の進め方—

### 目 次

1. はじめに .....	1
(1) 経緯と趣旨 .....	1
(2) 改正の趣旨 .....	2
(3) 検討の範囲 .....	3
2. 社協における災害ボランティアセンターによる活動と支援の考え方 .....	5
(1) 社協が災害ボランティアセンターに取り組む意義 .....	5
(2) 社協ネットワークによる段階的支援に関する基本的な考え方 .....	6
3. 災害ボランティアセンター運営に関する基本的考え方 .....	8
(1) 対応の基本手順 .....	8
(2) 災害ボランティアセンターの運営に係る担い手 .....	9
4. 全国的な社協職員による応援派遣の手順 .....	13
(1) 全国的な社協職員による応援派遣実施の判断 .....	13
(2) 応援派遣の実施手順 .....	15
(3) 応援派遣の調整にかかる関係者の役割分担 .....	16
(4) 派遣に関する具体的事項 .....	17
(5) 応援派遣の終了 .....	18
5. 活動資金の調達 .....	19
6. 平時の取組 .....	20
(1) 市区町村社協 .....	20
(2) 都道府県・指定都市社協 .....	21
(3) 全社協 .....	21
参考資料1：災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P） .....	22
参考資料2：応援職員（外部支援者）に求められるスタンス・原則 .....	23
参考資料3：災害ボランティアセンターにかかる費用の国庫負担について .....	24
参考資料4：災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとのより効果的な連携について .....	25

# 1. はじめに

## (1) 経緯と趣旨

- 本資料は、社協における災害ボランティアセンター活動支援についての基本的考え方を整理したものである。
- 全社協・地域福祉推進委員会では、平成7年の阪神・淡路大震災や平成16年の新潟県中越地震等をふまえて、平成17年7月に、「災害救援活動応援体制の提案」をまとめた。
- また、その頃、災害ボランティアセンターの運営を支えるために災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）が発足した。
- 社協はその後、社協ネットワークを活かしつつ、NPO、ボランティア活動推進組織等様々な関係団体とも連携・協働して人材を養成し、災害時のボランティア活動に経験と実績を重ね、社協が災害ボランティアセンターを担うことについて、関係者のみならず社会的にも認知されることとなった。
- 平成23年3月の東日本大震災に際しては、被災地で立ち上がった災害ボランティアセンターの多くを社協が担い、社協の全国的なネットワークを活かした職員派遣と、NPO等の関係者との連携・協働による支援活動が展開された。
- 東日本大震災において、初めて全国的な規模で職員派遣が実施され、災害ボランティア活動を通じた被災者支援や被災した社協の復旧・復興支援等に大きな成果をあげた。一方、全国からの職員派遣の派遣期間は約6か月間にわたる大規模かつ長期的なものとなり、被災地社協への支援のあり方も含めて今後の社協職員派遣のあり方について課題が指摘された。
- このため、「東日本大震災被災地社協に対する社協職員ブロック派遣等に関するアンケート調査」（平成24年3月実施）を実施し、「東日本大震災ブロック派遣等に係る意見交換会」（平成24年4月26日開催）や「被災社協復興支援委員会」で議論を行ってきた。
- こうした災害対応の経験やアンケートにより明らかになった課題等をふまえ、社協ネットワークによるブロックをまたがる全国的な社協職員派遣による支援にあたっての考え方や役割分担、手順等の整理およびそれらの支援を行う上での前提となる社協における災害ボランティアセンター運営にあたっての基本的な考え方を整理した。
- なお、災害時の対応は、被災者の福祉救援と被災した組織や事業の復旧や復興を目的として、市区町村社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員、その他の関係団体等、社協を構成する組織および災害支援に関

わる NPO 等によって支援活動が展開されるものである。そのため、全国社会福祉協議会では、これらの各団体間の連携・協力に関する基本的な考え方を確認することを目的に、平成 25 年 3 月に「大規模災害対策基本方針」<sup>1</sup> を策定した。本委員会の「社協における災害ボランティアセンター活動支援の基本的考え方」も、全社協の基本方針に基づいて取り組みを進めるものである。

## (2) 改正の趣旨

- 本資料を最初に取りまとめた平成 25 年以降も各地で災害が発生し、近年は、毎年のように地震や台風・豪雨災害により、大規模かつ同時多発的に広域が被災する災害が発生している。被災地支援は、そこに所在する社協を中心に災害ボランティアセンターを設置し、必要に応じて社協のネットワークを活用した応援派遣を行い対応してきた。
- この間、全社協・地域福祉推進委員会では、災害時に社協の事業・活動が災害ボランティアセンター運営に集中せざるを得ず、避難所や在宅に避難している要配慮者への支援や、災害時にあっても継続が必要な業務が停滞しがちであったことが課題とされてきた。このことを踏まえ、「被災地に対する社協ネットワークの役割と支援の提案～社協の法人運営と事業・活動の継続に向けて～」(令和元年 5 月 22 日)を公表し、災害ボランティアセンター以外の社協事業・活動継続の課題と対応に向けた考え方を整理している。
- また、全社協の「災害時福祉支援活動に関する検討会」(座長：宮本太郎 中央大学教授)は令和元年 9 月 30 日、報告書(提言)「災害時福祉支援活動の強化のために ―被災者の命と健康、生活再建を支える基盤整備を―」を取りまとめている。
- 令和 2 年の 7 月豪雨災害では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、被災地外からの支援が制限される新たな事態が生じた。<sup>2</sup>
- さらに今後、高い確率で発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下型地震では、道路や鉄道等の寸断により被災地外からの支援が困難になることが想定される。

---

1 平成 25 年 3 月に、全社協の構成組織を基盤とした、社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員組織の被災地支援活動に関する基本姿勢、ならびに、被災地の社協等関係団体に対する支援活動のための各団体間の連携・協力に関する基本的な考え方を確認することを目的に策定された。

2 令和 2 年 6 月 1 日に、全社協は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した災害 VC の運営を行うため、「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協 VC の考え方～」を公表した(7 月 9 日更新)。

- このため、今後はより一層、地元関係者が主体となった協働型災害ボランティアセンター運営を推進するとともに、都道府県・指定都市ごとに、域内での応援派遣の仕組みを強化し、それを前提とした全国的な応援派遣を行うことが求められる。また、東日本大震災以降、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）が設立され、災害時の行政、社協（ボランティア）、NPOの三者連携を効果的に行うことができるように、分野、セクターを超えた関係者同士の連携を促進する情報共有会議が中央および地方で開催されるようになってきている。
- 災害ボランティア活動を所管する内閣府（防災担当）では、被災者支援に関わる行政や社協、NPO・ボランティアを中心とした多様な主体の連携強化を中央および都道府県域において推進している。
- また、災害ボランティアセンターの運営費用はこれまで、公費および共同募金の災害等準備金をはじめとした民間財源により行われてきた。令和2年8月、これまでの活動が評価され、同年7月豪雨以降の災害について、人件費の一部と応援職員の旅費について災害救助費（国費）が充当できるようになった。<sup>3</sup>
- こういった状況の変化・動向を踏まえて、「社協における災害ボランティアセンター活動支援の基本的な考え方」を見直すこととした。

### （3）検討の範囲

- 本資料では、近年の動向を踏まえて、社協における災害ボランティアセンターの運営に関する事項に絞り、基本的な考え方を整理した。
- 災害の範囲については、社協職員のブロック派遣が実施されることが想定される大規模災害、広域的な災害とし、地震と水害を念頭に整理した。
- 支援活動の時期については、発災後の応急的・緊急的な支援が必要な時期とし、発災直後からおおむね避難所が閉鎖されるまでの間とした。
- なお、被災地の社協は、避難所の閉鎖時期以降も、災害ボランティアセンターを「生活復興（ボランティア）センター」等に転換し支援を継続するとともに、地域支え合いセンターを設置し、生活支援相談員等により、仮

---

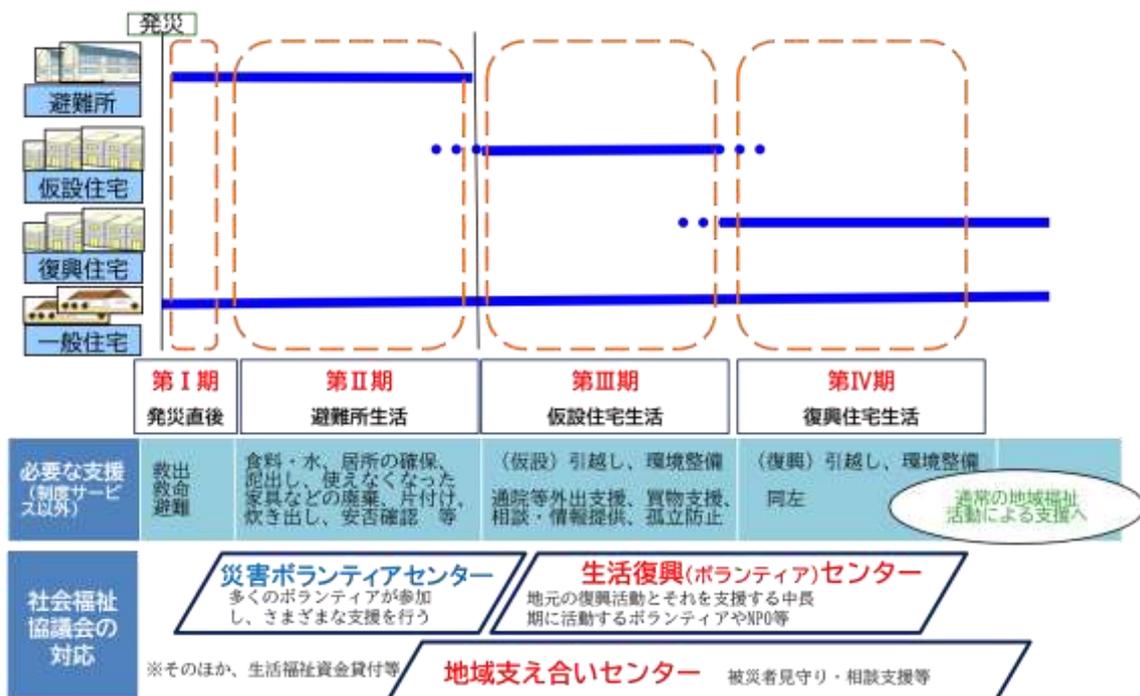
3 令和2年8月28日付内閣府通知「令和2年7月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について」により、災害ボランティアセンターが行う、ボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整に必要な経費のうち以下のものを災害救助事務費として支弁とすることとなっている。なお、支弁にあたっては、被災自治体と当該社協間で委託契約を締結することが必要。

- ・ 人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む。）及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金に限る。）
- ・ 旅費（被災自治体外から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）

設住宅や復興住宅等被災者の生活のフェーズに併せた支援や、地域社会の再生にむけた支援を行っていくことが求められる。(図1参照)

- こうしたことを踏まえ、災害ボランティアセンターによる被災者支援が復興支援に切り替わる時期においても、個々の社協や被災者および地域の状況を勘案し、応援派遣を継続するか否かの判断を検討する必要がある。

<図1「被災者の生活のフェーズと災害ボランティアセンター等」>



## 2. 社協における災害ボランティアセンターによる活動と支援の考え方

### (1) 社協が災害ボランティアセンターに取り組む意義

- 被災地では、衣食住の確保といった応急的対応が一段落すると、住民の生活ニーズが増加し、多様化する。また、住み慣れた地域を離れた避難生活等により、住民同士のつながりが弱くなったり、福祉的な支援を必要とする人が増えたりすることが少なくない。
- 災害発生後の住家からの泥出しや家財の運び出し、清掃、炊き出し、救援物資の整理、応急仮設住宅での支援活動など、災害時のボランティア活動は多岐にわたる。こうした活動は、中長期にわたる地域社会（コミュニティ）そのものの復興支援の活動にもつながっていくものである。
- 社協は日頃から行政や地域の様々な機関・団体と連携・協働し、生活支援や住民のつながりづくり、コミュニティ形成に携わっている。民間の機動性・柔軟性を活かして、継続的に取り組んでいくことのできる意義は非常に大きい。
- 平時の活動やつながりを活かして、発災時においても、地域の関係者やボランティアをはじめとした多様な組織・団体と連携して、被災し支援が必要な人に対する生活支援や地域のつながりづくり等に取り組むことが求められる。
- 全国的なネットワークを持つ社協が、災害時において全国からの応援を受けながら災害ボランティアセンターを設置・運営し、また、ボランティアを幅広く募りコーディネートすることは、被災者への支援活動の迅速化と厚みをもたすことになる。
- 一方で、近年の災害の多発、広域化、今後想定される大規模災害への対応や新型コロナウイルス感染症の影響などをふまえると、被災地外からの支援をこれまでのように大規模に行うことは難しいと想定される。そのため今後、災害ボランティアセンターの運営やボランティア活動は、被災地域の住民、関係者、多様な組織・団体との連携・協働、参画がより重要となるとともに、都道府県・指定都市内での応援体制の強化が不可欠となる。
- そうした多様な組織・団体との連携・協働、参画を一層強化するためには、災害発生時のボランティア活動や支援を地域福祉計画や地域福祉活動計画に位置付けるとともに災害ボランティアセンターの設置・運営を地域防災計画に位置づけることが重要となる。

## (2) 社協ネットワークによる段階的支援に関する基本的な考え方

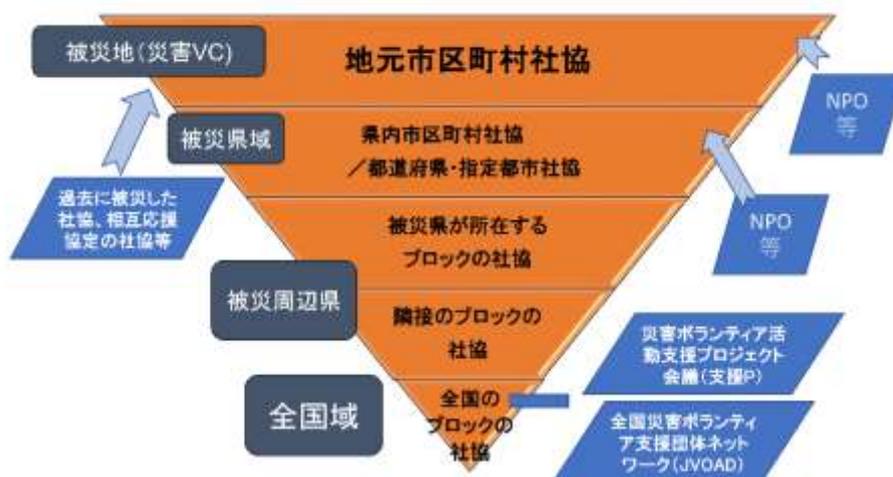
- 災害対応は被災地の市区町村社協と関係者による対応を基本としつつ、災害規模や地元の対応体制等を勘案し、近隣の市区町村、都道府県・指定都市、ブロックなどといったより大きいエリアで支援を行うものとする。なお、この考え方は原則であり、緊急度等に応じて柔軟に対応するものとする。
- 具体的な支援の実施の判断等のルールづくりは、各都道府県・指定都市内、各ブロック内の社協において、それぞれ協議確認するものとする。
- ブロックを超える支援、全国的な支援の判断、ルールについては、「4. 全国的な社協職員による応援派遣の手順 (P. 13)」で記載する。
- こうしたブロックおよび全国的な支援の調整を図るため、各ブロック内に災害ボランティア活動支援ブロック幹事都道府県・指定都市社協（以下ブロック幹事県社協）をおくこととする。

### <災害対応におけるブロック>

ブロック	都道府県・指定都市
北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、札幌市、仙台市
関東 A	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、さいたま市、千葉市
関東 B	神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市
東海	岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市
北陸	富山県、石川県、福井県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、岡山市、広島市
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、北九州市、福岡市、熊本市

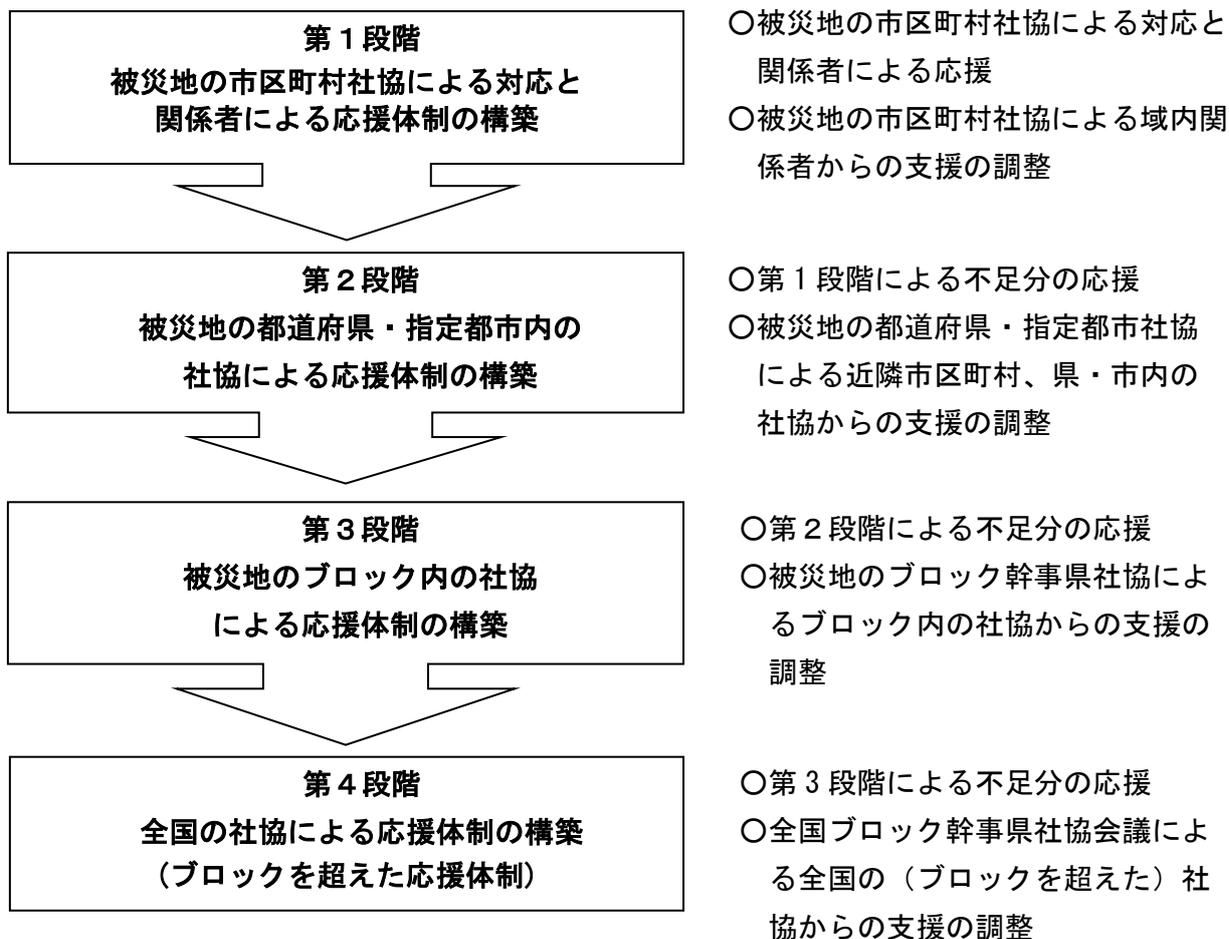
- 災害対応においては全国を 8 ブロックに分けている。関東は A・B の 2 ブロック、東海と北陸はブロックとしては 1 つだが、それぞれにブロック幹事県社協を定めている。このブロック幹事県社協に全社協を加え、全国ブロック幹事県社協会議を構成する。同会議には必要に応じて、被災都道府県・指定都市社協を招請する。

<図2. 社協ネットワークによる災害 VC 支援体制>



全社協・地域福祉推進委員会 とりまとめ  
「社協における災害ボランティアセンター 活動支援の基本的考え方 ―全国的な社協職員派遣の進め方―」(H25.3.25)

<図3. 社協ネットワークによる段階的支援>



### 3. 災害ボランティアセンター運営に関する基本的考え方

#### (1) 対応の基本手順

##### ①災害ボランティアセンター設置の要否の判断

- 被害状況に応じて、被災地の市区町村社協は、地元行政（災害対策本部）等と協議し、災害ボランティアセンターの設置の要否について判断を行う<sup>4</sup>。

##### ②活動の範囲（支援の展開）

- 災害ボランティアセンターは、被災者に寄り添い、被災者の生活の回復や再建に向けた活動を支援する。また、被災した高齢者や障害者、子育て家庭等要配慮者のニーズを把握し、支援を行う。
- 活動の範囲は、その時々地域の状況等によって異なってくる。各市区町村社協では、平時に考え方の整理をしておき、実際の状況に合わせて柔軟に対応することが重要である。
- 災害ボランティアの活動は、生活拠点となる住空間の確保から始まっており、産業・生業の支援などはボランティア活動による支援の範囲を超えるものと考えられてきた。また屋根の上・床下等の危険が伴う場所での活動も同様であった。しかし、緊急度やニーズと支援の状況等によっては、NPOやプロボノ等の関係団体と連携することで対応を図ったり、ボランティアの安全を確保したりしながら、できる範囲で対応してきた例もあるため、状況に応じて対応を検討する。
- インフラや地域の産業・流通が復旧し、行政が被災者を雇用して復興を行う段階では、ボランティア活動や救援物資の提供等によって、地域の経済活動等を妨げないよう配慮することも求められる。これまでボランティアのみが担う例が多かった、住空間の確保のための作業や被災者宅からの災害ゴミの運搬などの作業を、近年、被災市町村が業者委託して実施する例も広がりつつあるので、被災市町村と適切な役割分担を行うことが望ましい。

---

4 新型コロナウイルスの影響下においては、「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協VCの考え方～」(令和2年6月1日公表、7月9日更新)や「新型コロナウイルスの状況下における衛生に配慮した災害ボランティアセンター運営上の留意点【第1版】」(2020年7月15日公表)などを参考に、ボランティアの募集範囲等を事前に行政と協議し確認しておく。

### ③災害ボランティアセンター閉所の判断

- 災害ボランティアセンターの閉所は、被災者ニーズの状況をふまえ、市区町村社協と地元行政（災害対策本部）等と協議し判断する。あわせて、センター閉所後の、使えなくなった家具の廃棄や引っ越し等被災者ニーズへの対応をどのように行うか検討する（「生活復興（ボランティア）センター」や通常のボランティアセンター等の活用、ボランティアの募集の有無など）。
- 閉所の判断にあたっては、必要に応じて、被災市区町村社協が所在する都道府県・指定都市社協、ブロック幹事県社協、近隣県・市社協、全社協、支援P等が加わり、助言する。
- 災害の規模によっては、災害ボランティアセンターの運営と並行して、地域支え合いセンターを設置し、応急仮設住宅等の被災者の見守り支援を生活支援相談員が行う「被災者見守り・相談支援事業」が、市区町村から社協への委託事業として実施されることもある。必要に応じて対応する必要がある。<sup>5</sup>

#### (2) 災害ボランティアセンターの運営に係る担い手

- 災害ボランティアセンターの運営に係る担い手は下表のとおりである。
- 全社協では、都道府県・指定都市社協および市区町村社協とともに、災害ボランティアセンターの担い手を育成する。

	役割	担い手
運営者	災害ボランティアセンターの運営の実務	福祉関係団体やボランティアグループ、NPO、専門職組織、大学生、地域関係者、社協職員、当該の研修受講者等
マネージャー	災害ボランティアセンターのマネジメント実務、必要に応じて社協事業活動の支援調整等	被災地で支援活動の経験を有する社協職員・NPO職員、当該の研修受講者等

#### (参考)

運営支援者 (支援P運営支援者)	災害ボランティアセンターの設置・運営支援、連絡調整、被災者支援のプロ	被災地経験豊富なNPO・社協職員等
---------------------	------------------------------------	-------------------

<sup>5</sup> 令和2年12月7日 社援地発1207第1号ほか、厚生労働省社会・援護局 地域福祉課長通達「被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について」を参照

	グラム開発や復興プロセスまでの幅広い領域での助言	
--	--------------------------	--

### ①災害ボランティアセンター運営者（運営者）

- 災害ボランティアセンターは、社協のみならず、様々な福祉関係団体や地域の関係者、ボランティア（グループ）、NPO、専門職（組織）、大学生等との連携・協働により運営されるものである。これらの運営に関わる担い手を「災害ボランティアセンター運営者」（以下、運営者）と呼ぶ。
- 平成 16 年の新潟県中越地震以降、社協を中心に災害ボランティアセンター運営の役割を担うことが社会的にも一般化されており、その設置・運営を担う社協職員は地域内外の関係者との協働により被災者支援を進めていくことになっている。
- 被災地の災害ボランティアセンターの運営は、地元が主体となり、地元の関係者が「運営者」として活動することを基本とする。ただし、発災直後は地元の関係者も被災しており活動を行うことが難しい場合もある。このため、被災地の都道府県・指定都市社協を通じ県・市内の「運営者」に協力を依頼し、災害ボランティアセンターの運営を行うことが必要である。
- 全社協においてはこれまで、運営者の養成に力を入れてきたが<sup>6</sup>、地元主体の災害ボランティアセンター運営をより一層進めるために、都道府県・指定都市社協を中心に、各市区町村における運営者育成研修が展開できるように後押しする。
- 運営者については、研修を実施した市区町村単位で登録・更新するとともに、都道府県・指定都市内で情報を共有し、相互に支援し合える体制を作ることを目指している。この登録者情報を活用し、平時には災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行い、発災時には、運営者として災害ボランティアセンターの運営に協力いただくことを想定している。

<sup>6</sup> 平成 24 年度以降、「災害ボランティアセンター運営者研修」を開催し、外部等からの運営支援やボランティアとの協働により被災者支援を進めていく「運営者」の養成に取り組んできた。同研修はどちらかと言えばマネージャー養成の色彩が強いため、令和 2 年より、全社協に「市区町村災害ボランティアセンター運営者研修企画委員会」を設置し、研修内容の見直しを行っている。今後、モデル研修プログラムの検討・提示を行い、全国的な普及を行う予定。都道府県・指定都市社協等が既に類似の人材養成を進めている場合は、運営者・マネージャーの役割と比較し整理していくことが求められる。

## ②災害ボランティアセンターマネージャー（マネージャー）

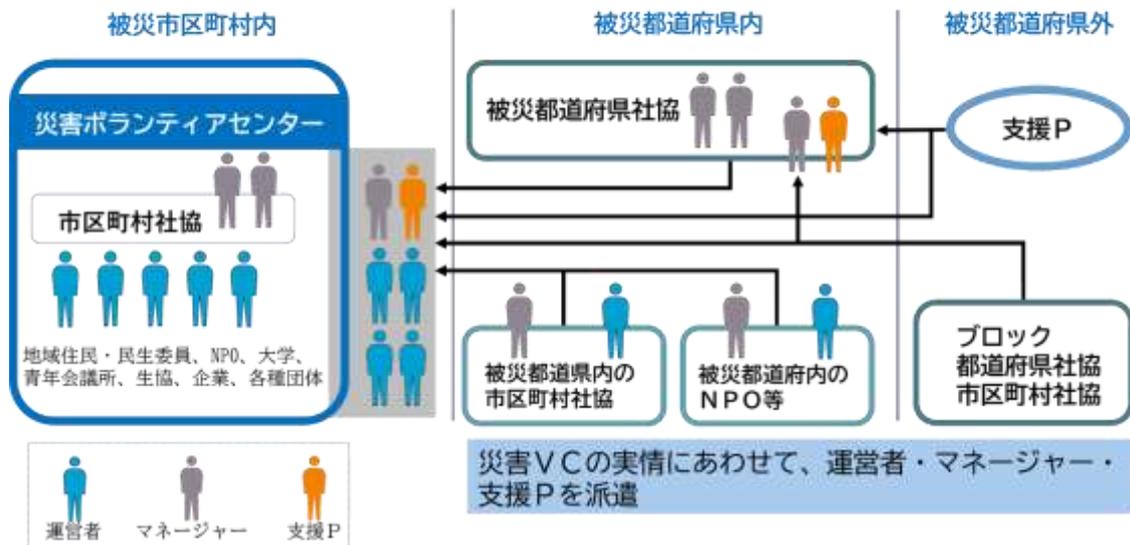
- 災害ボランティアセンターの活動には、支援活動の量や期間等の見立てを行い、行政をはじめとした、関係機関との調整、運営者の調整・サポート、ニーズ把握・地域との調整、広報、活動調整、外部支援者受入調整等を行うとともに、災害発生から復旧・復興まで見通しを立て、フェーズに応じて適切な支援活動を進めるマネージャーの存在が不可欠である。
- そのため、災害ボランティアセンターの設置・運営に関わる経験や知識、および平時から培ってきた地域福祉の経験やネットワークを活かし、災害ボランティアセンターのマネジメント実務を担う人材、すなわち「災害ボランティアセンターマネージャー」（以下、「マネージャー」）の育成が求められる。
- マネージャーを有効に活用、機能させるためには、被災した都道府県・指定都市内で、被災市区町村社協に対して、マネージャーを派遣し支援する相互応援体制を構築していくことが期待される。
- 全社協は、都道府県・指定都市社協が都道府県・指定都市社協および市区町村社協職員を対象にしたマネージャーの育成を進められるように支援するとともに、都道府県・指定都市を超えたマネージャーの登録等情報の共有の仕組みづくりを行う。

### （参考）運営支援者（支援P）

- 支援Pは、被災地における支援経験があり、災害ボランティアセンターの設置・運営支援、連絡調整、被災者支援のプログラム開発や復興プロセスまでのアドバイスができる運営支援者（アドバイザー）を養成し派遣している。
- 運営支援者研修は、全社協と支援Pとの共催で実施している。運営支援者の派遣にあたっては、被災都道府県・指定都市社協から要請を受けた全社協が支援P幹事会にはかり、同幹事会の判断を経て派遣される。

<図4. 被災した市区町村社協・都道府県社協への職員派遣や支援について>

## 被災市区町村社協・県社協への職員派遣や支援

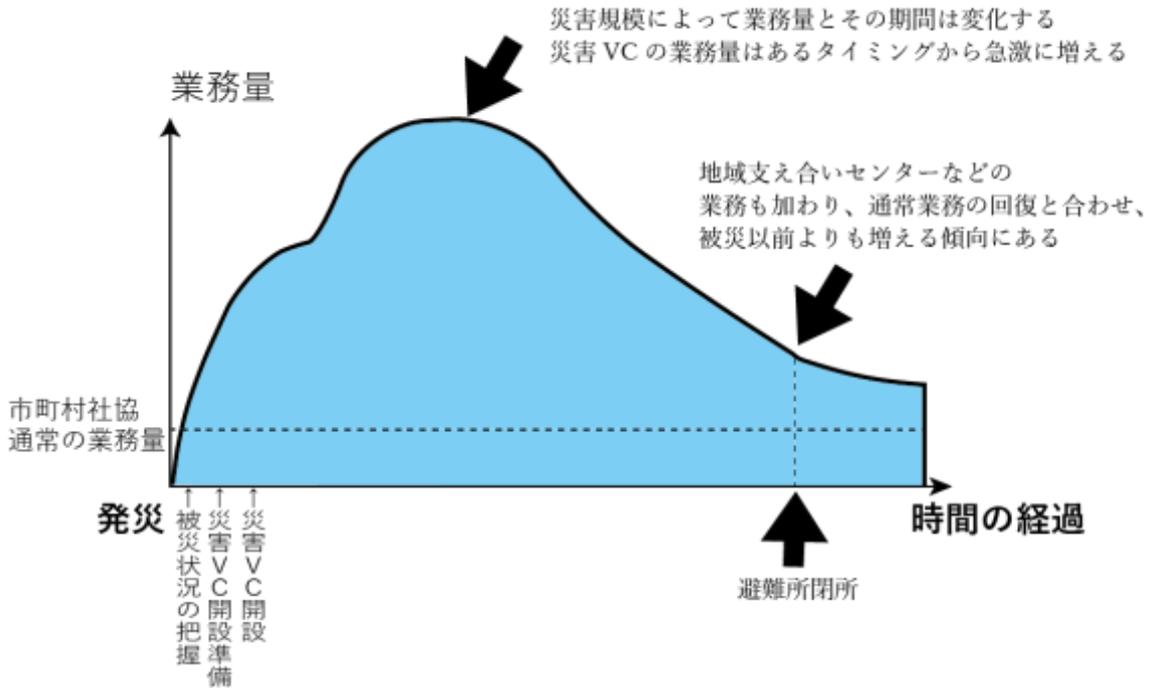


## 4. 全国的な社協職員による応援派遣の手順

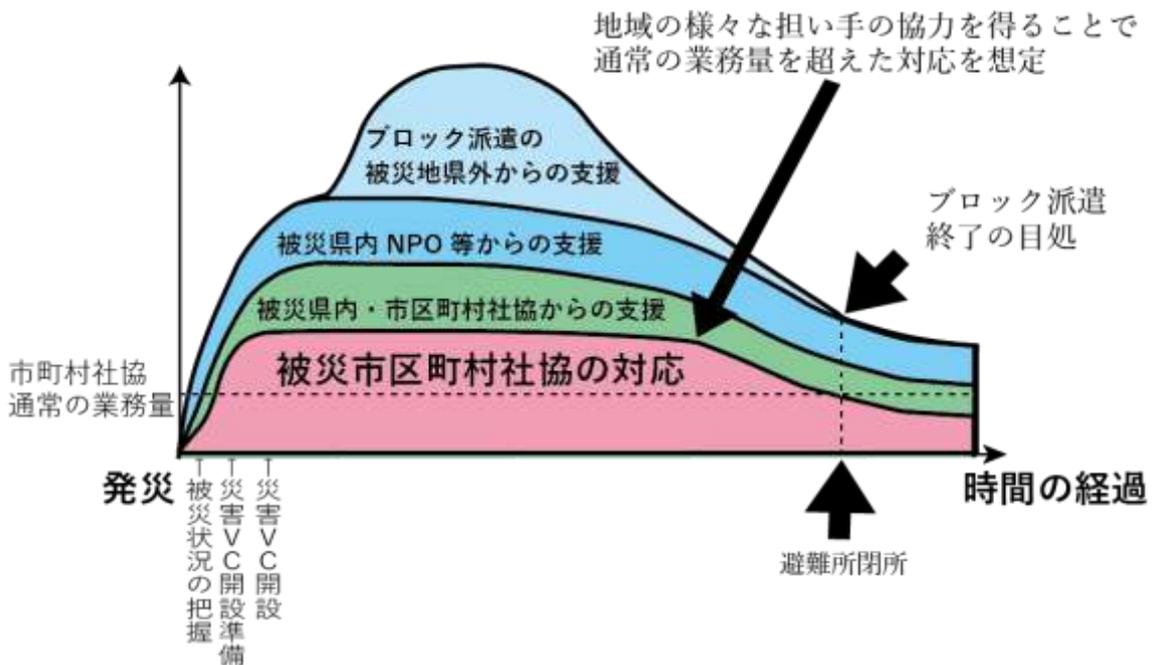
### (1) 全国的な社協職員による応援派遣実施の判断

- 全社協は現地に職員を派遣し、被災地の都道府県・指定都市社協等とともに被害状況等を把握し、全国ブロック幹事県社協会議の開催の要否を判断する。
- 図5「被災した市区町村社協の業務量（災害VC）について」のとおり、発災時は一定期間、業務が急激に増加する。また、被災地の社協では出勤ができない職員が発生することも想定されることから、被災地の外部から必要な支援を行うことを検討する。
- 図6「被災した市区町村社協（災害VC）への支援の考え方」のとおり、被災した市区町村内で「運営者」の協力を得て対応することを基本とし、さらに必要な場合、被災した都道府県・指定都市内の支援で対応することとする。それでもさらに担い手を必要とする場合、社協職員のブロック派遣を検討する。
- 応援派遣については、近年、企業や協同組合等の組織による応援が行われていることから、こうした企業・組織・団体等の応援もふまえて調整する。ブロックを超えた応援派遣や全国からの応援派遣の検討が必要と考えられる場合、全社協はすみやかに全国ブロック幹事県社協会議を開催し、ブロック幹事県社協および全社協の協議により支援の要否や範囲を判断する。
- 被害規模等に応じ、応援の範囲を検討する（近隣ブロックのみの支援から全国のブロックによる支援まで）。
- 大規模災害時において「大規模災害対策基本方針」に基づき全社協内に「全国対策本部」が設置される場合は連携し、活動方針等を確認していく。

<図5. 被災した市区町村社協の業務量（災害VC）について>



<図6. 被災した市区町村社協（災害VC）への支援のイメージ図>



## (2) 応援派遣の実施手順

### ①被災都道府県・指定都市社協との情報共有

- 被災ブロック幹事県社協と全社協は、被災県社協に現地連絡拠点を設置して職員を派遣し、状況把握や情報共有、全国派遣に関する諸調整を行うこととする。
- 全国規模の支援活動の実施に伴い、「大規模災害対策基本方針」に基づく「現地本部」が設置される場合は、被害状況や活動の状況把握等について連携を図るものとする。

### ②派遣条件の協議

- 被災地のブロック幹事県社協と全社協は、当該ブロック内の被災都道府県・指定都市社協および被災していない都道府県・指定都市社協から、県・市内およびブロック内の支援体制等を確認したうえで、災害ボランティアセンター運営に必要とされる応援職員の人数・期間等の条件を協議する。

### ③応援職員の人数等の調整

- 全国ブロック幹事県社協会議では、各ブロックの応援職員の人数・期間等を協議する。派遣調整にあたっては、被災都道府県・指定都市内およびブロック内でまず運営者の派遣調整を行うことを前提とし、マネージャーおよび運営者のそれぞれについて必要人数を派遣するという考え方で行う。
- 人数・期間等の調整にあたっては、派遣先社協における受援体制や、各ブロックと被災地との距離や交通条件等を勘案する。
- 調整にあたっては、支援P運営支援者の派遣の有無等も考慮する。

### ④シフト調整

- 応援派遣を行うブロック幹事県社協は、自ブロック内の都道府県・指定都市社協と協議し、必要な応援職員の派遣調整を行う。
- 派遣期間（クール）ごと、派遣先ごとに応援職員にマネージャーを含むよう調整する。
- 長期的な支援の必要性が明らかな場合に備え、都道府県・指定都市社協は、必要な期間にわたって派遣できる応援職員をあらかじめ確保できるよう検討することが必要である。

### ⑤オリエンテーションと引き継ぎ

- 原則として、被災地の市区町村社協（または、災害ボランティアセンター）において、応援職員に対するオリエンテーションと離任する応援職員によ

る引き継ぎを実施する。

- 円滑な支援が行われるように、全社協において応援職員への事前の情報提供、引き継ぎ・情報共有の徹底、情報共有のしくみづくり（書類のひな形や ICT 等の活用）などを行う。

### （３）応援派遣の調整にかかる関係者の役割分担

- 災害ボランティアセンターへの全国派遣の調整にかかる関係者の役割分担は以下のとおりである。

	役割
①全社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災ブロック幹事県社協、都道府県・指定都市社協と応援ブロック幹事県社協、都道府県・指定都市社協との連絡調整、情報共有</li> <li>● ブロック幹事県社協からの応援職員旅費・人件費の集約と被災ブロック幹事県へ報告</li> <li>● 全国ブロック幹事県社協会議の運営</li> <li>● 「災害ボランティアセンターマネージャー」の登録情報の共有（都道府県に登録された者の情報を居有する仕組の開発・運営）</li> </ul>
②-1 応援ブロック幹事県社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災ブロック幹事県社協および全社協との連絡調整</li> <li>● ブロック内の都道府県・指定都市社協との派遣調整・報告、情報共有</li> <li>● ブロック内の応援職員旅費・人件費の集約と全社協への報告</li> <li>● 応援職員の宿泊先等の情報提供</li> <li>● 派遣可能な「災害ボランティアセンターマネージャー」の把握・調整</li> </ul>
②-2 被災ブロック幹事県社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災都道府県・指定都市社協および全社協との連絡調整</li> <li>● ブロック内の被災都道府県・指定都市社協との派遣調整・報告、情報共有</li> <li>● 全社協を通じた応援ブロック幹事県社協への活動状況等の共有</li> <li>● ブロック内の応援職員旅費・人件費の集約とブロック外の応援職員旅費・人件費を合わせた被災都道府県・指定都市社協への報告</li> </ul>

<p>③-1 応援職員を派遣する都道府県・指定都市社協の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都道府県・指定都市内の市区町村社協との派遣調整・報告、情報共有</li> <li>● ブロック幹事県社協への報告</li> <li>● 応援職員のオリエンテーションおよび引き継ぎの実施</li> <li>● 都道府県・指定都市内の応援職員旅費・人件費の集約</li> <li>● 派遣可能な「災害ボランティアセンターマネージャー」の共有・調整</li> </ul>
<p>③-2 被災地の都道府県・指定都市社協の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市区町村社協への災害ボランティアセンター運営者・マネージャーの派遣に関する連絡調整</li> <li>● 都道府県・指定都市内の応援職員旅費・人件費の集約と幹事県社協への報告</li> <li>● ブロック幹事県社協・全社協への支援状況の報告</li> <li>● 応援職員の現地でのオリエンテーション、引き継ぎ支援</li> </ul>

#### (4) 派遣に関する具体的事項

##### ① 応援派遣の主体および費用負担

- 応援派遣の主体は派遣元の社協とする。
- 応援派遣の費用は派遣元社協が負担することを原則とする。ただし、災害救助法が適用された場合、応援職員の旅費（宿泊費・日当含む）・人件費（超過勤務手当）に関しては、災害救助事務費による支弁対象とされるので、派遣先社協（派遣を受け入れる社協）は、派遣元社協から請求を受け、自治体に当該費用を請求して清算を行う。

##### ② 応援職員一人あたりの派遣期間の目安

- 引き継ぎや現地の状況・業務に慣れるために一定の時間が必要であることから、被災地支援に貢献するためには、応援職員一人あたりの派遣期間は、1週間程度を確保することを基本とする。ただし、災害の種類や規模に応じて柔軟に設定する。
- 同日に応援職員の大部分の入れ替えが起こらないよう、応援職員の派遣開始日や終了日はブロック幹事県社協との間で調整することが望ましい。

##### ③ 応援職員の知識・経験

- 派遣元の社協には、災害ボランティアセンターの立ち上げ期から活動が一定程度定着するまでの段階までは、災害ボランティアセンターの運営支援に必要な知識と経験を備える者（マネージャー）を応援職員として派遣することが求められる。

- 応援派遣されるマネージャーは、被災社協に寄り添ったマネジメントをするため、中長期の派遣あるいは同一人を複数回派遣することが望ましい。
- このため、特に初期段階では、被災者支援、災害ボランティアセンターでの活動の経験者等を派遣するものとする。また、派遣先で地域支え合いセンター等の派遣先のニーズに応じて、特定の知識や経験が必要とされる場合、該当する技能等を備えた職員を派遣するよう配慮するものとする。
- 派遣元の社協、あるいは当該の県社協は、応援職員が派遣先で有効に活動ができるよう、必要なオリエンテーションや研修等を行うことが大切である。災害ボランティアセンターについての基本知識や応援職員に求められるスタンスなどの理解を深めるとともに、被災地や被災者の状況、派遣先の災害ボランティアセンターの活動状況等の情報を伝えることが求められる。

#### ④ 応援職員の派遣先での役割

- 災害ボランティアセンターの運営に係る担い手の役割は下表のとおりである。

名称	役割
運営者	災害ボランティアセンターの運営の実務 (ボランティアの受付、対応・ニーズやマッチング、資機材管理などオペレーション)
マネージャー	災害ボランティアセンターのマネジメント実務 (関係機関との調整、被災地域・被災者との調整、ボランティア活動調整、広報などのマネジメント。必要に応じて社協事業活動の支援調整等)

#### (参考)

運営支援者 (支援P運営支援者)	災害ボランティアセンターの設置・運営支援、連絡調整、被災者支援のプログラム開発や復興プロセスまでの幅広い領域での助言
---------------------	--

#### (5) 応援派遣の終了

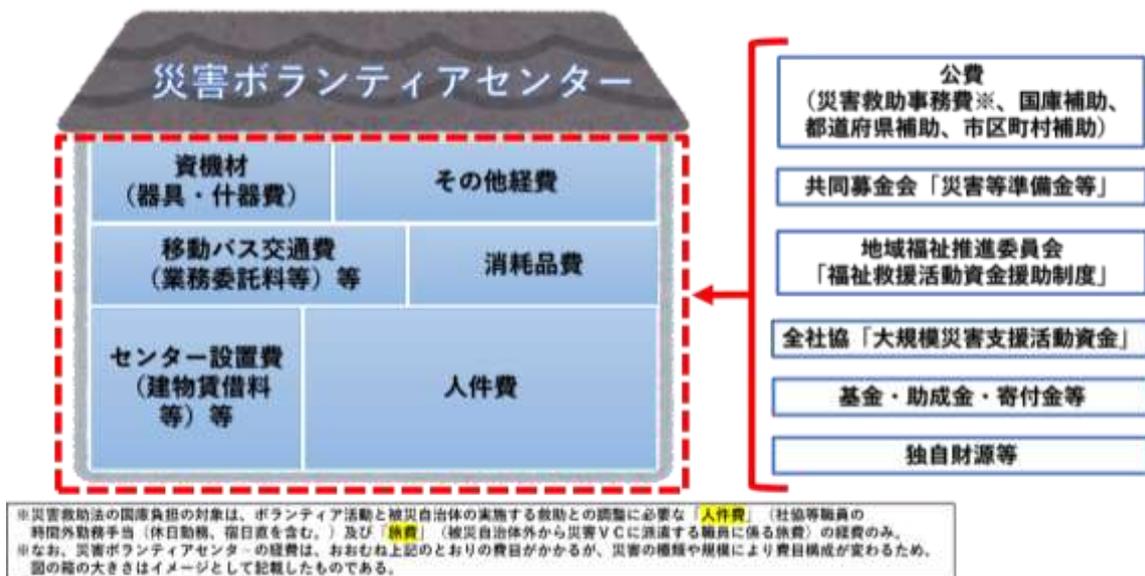
- 全社協は全国ブロック幹事県社協会議を開催し、ブロック幹事県社協および全社協の協議により応援職員の派遣終了を判断する。

## 5. 活動資金の調達

災害の規模や活動継続の期間等を勘案し、各種財源をそれぞれの目的に応じて活用し、必要な財源確保を図る。

- 公費（災害救助事務費、国庫補助、都道府県補助、市区町村補助）
- 共同募金会「災害等準備金」
- 地域福祉推進委員会「福祉救援活動資金援助制度」
- 全社協「大規模災害支援活動基金」
- 各社協に設置される基金等
- 各種民間財源、企業からの寄付
- 拠金活動の実施 など

<図7. 災害ボランティアセンターに係る費目と活動資金の調達について>



## 6. 平時の取組

災害時の対応を円滑かつ効果的に進めるために、平時から以下について取り組む。

### (1) 市区町村社協

- ①災害発生時の対応方法・手順、役割分担等の整理、関係者との確認（マニュアル等の整備等）
- ②災害ボランティアセンターの設置・運営のための行政・民間支援団体等との協定締結
- ③災害対応に関わる地域の幅広い関係機関・団体等とのネットワーク、顔の見える関係、協力関係づくりおよび、災害ボランティアセンターの設置・運営に関わる「運営者」の育成
- ④都道府県社協が行うマネージャー養成研修へ職員派遣等の協力
- ⑤運営者育成研修の実施と研修修了者の登録
- ⑥災害ボランティアセンターが取り組む活動の範囲・内容の想定
  - 災害時には実際の状況に応じた柔軟な対応が必要となるが、ベースとなる考え方の整理や想定等を平時からしておくことが重要である。
- ⑦損害賠償責任保険への加入
  - 派遣先での活動中に応援職員に損害賠償責任が求められる事故があった場合は、第一義的には被災地の受入社協が業務の指揮命令者とみなされ、責任を負うと考えられる。
  - このため、こうした災害ボランティア活動の取組に備えるという意味でも、すべての社協が損害賠償責任保険に加入する必要がある。派遣元も派遣先も相互に加入することで様々なリスクに対応可能になる<sup>7</sup>。
- ⑧災害救助事務費等公費の確保、活用に関する行政との協議、協定等の締結

<sup>7</sup> 全社協の「社協の保険」では、「総合保障タイプ」の損害賠償に加入すれば、派遣した社協職員が起こした損害賠償事故に原則として対応できる。

## (2) 都道府県・指定都市社協

- ①災害対応に関わる都道府県・指定都市域での地域の幅広い関係機関・団体等とのネットワーク、顔の見える関係、協力関係づくり（行政、社協、NPO等の三者連携体制の構築・強化）
- ②各市区町村社協における地域の幅広い関係機関・団体等とのネットワーク、顔の見える関係、協力関係づくりの支援
- ③災害対応に関わる行政・民間支援団体等との協定締結
- ④社協職員として必要な知識・技術・経験を備えた人材（マネージャー）の養成（研修実施等）
- ⑤各市区町村社協による運営者育成研修の実施の支援
- ⑥運営者育成研修修了者の市区町村単位での登録促進と、都道府県・指定都市内での情報共有の仕組みの構築
- ⑦共同募金会との認識の共有、災害時の対応にあたっての動き・役割分担や連携方法、災害ボランティアセンターとして取り組む活動の範囲・内容の想定（災害等準備金との関係）
- ⑧災害救助事務費の活用にかかる都道府県・救助実施市<sup>8</sup>行政との協定等の締結および各市区町村社協が災害救助事務費を活用するにあたっての支援（協定、委託契約の締結促進含む）
- ⑨災害時の先遣隊派遣やブロック派遣に関する対応マニュアルの検討（ブロック派遣幹事県の役割整理を含む）

## (3) 全社協

- ①全国ブロック幹事県社協会議の開催と運営
- ②災害対応にあたっての社協の総合的な対応のマニュアルの整備、先遣隊派遣等に関する基本的な考え方の提示
- ③首都圏での災害等、全社協が被害を受けた場合の対応方法の検討
- ④災害ボランティアセンター運営者およびマネージャーの養成研修の支援
- ⑤災害救助事務費の活用に関する情報提供・調整
- ⑥その他経費清算にかかる情報提供・調整

---

<sup>8</sup> 災害救助法が適用された場合、法では救助は都道府県が実施し市区町村はこれを補助することとなるが、救助実施市（内閣府が指定）は、救助実施主体として自らの事務で被災者の救助を行うことができる。現在、仙台市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市の12市が救助実施市。

## 参考資料 1 : 災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援 P）

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議は、被災地主体のボランティア活動に寄与するため、新潟中越地震の検証作業を契機に、平成 17 年 1 月に設置され、中央共同募金会に事務局がおかれている。

企業・NPO・社協・共同募金会が協働し、災害ボランティア活動のより円滑な支援の実現に向け、人材、資源・物資、資金の有効活用を促す仕組みづくりの実現など、災害ボランティア活動の環境整備をめざしている。

発災時には、「人」「もの」「資金」に関する災害ボランティア活動への支援を行っている。

発足以来、人材養成に力を入れてきており、平成 20 年度からは、災害ボランティアセンターの運営支援者に必要な知識や技術を修得するため、全社協と共催で「災害ボランティアセンター運営支援者研修会」を開催しており、平成 22 年度末までに 335 名（社協職員 262 名、NPO 等 73 名）が受講している。

災害発生時は、災害ボランティアセンターの運営支援者（アドバイザー）としての役割を担う活動を行っている。

## 参考資料 2 : 応援職員（外部支援者）に求められるスタンス・原則

### ○「被災者中心」

- ・活動は常に被災者のニーズ（潜在的なものも含めて）を起点に取り組むことを意識する
- ・被災者の直接的な被災の程度だけでなく、個々の生活課題やコミュニティとの関係等も意識する
- ・災害ボランティアセンター運営の論理が先に立たないように留意する

### ○「地元主体」

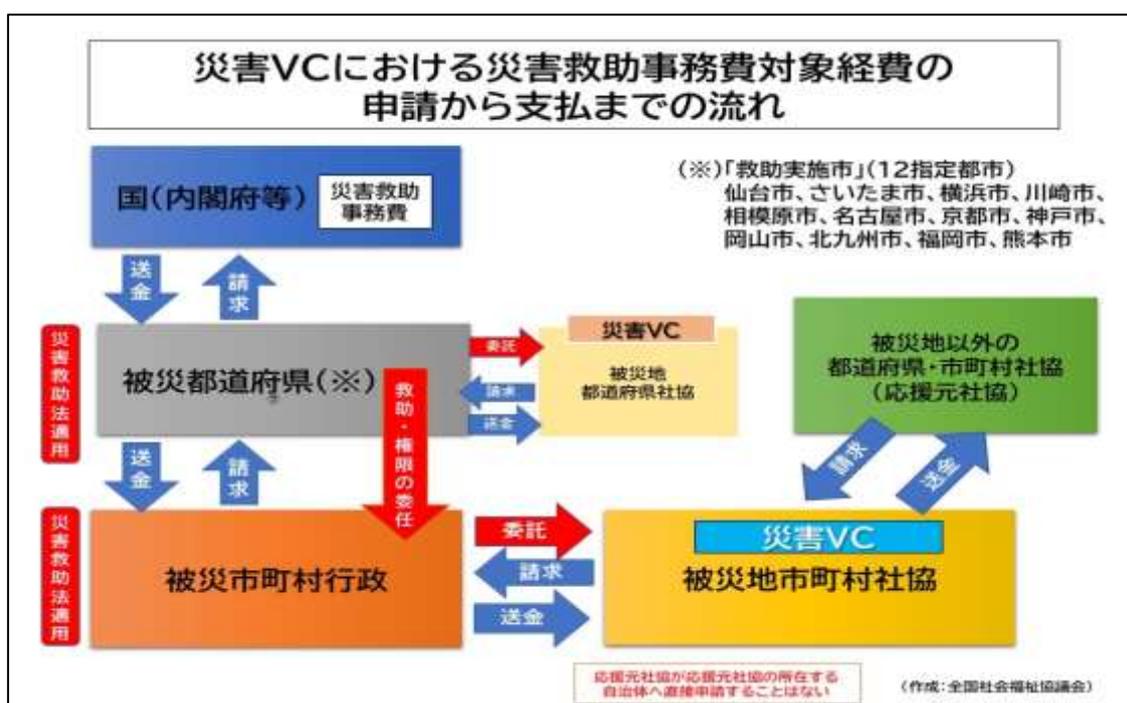
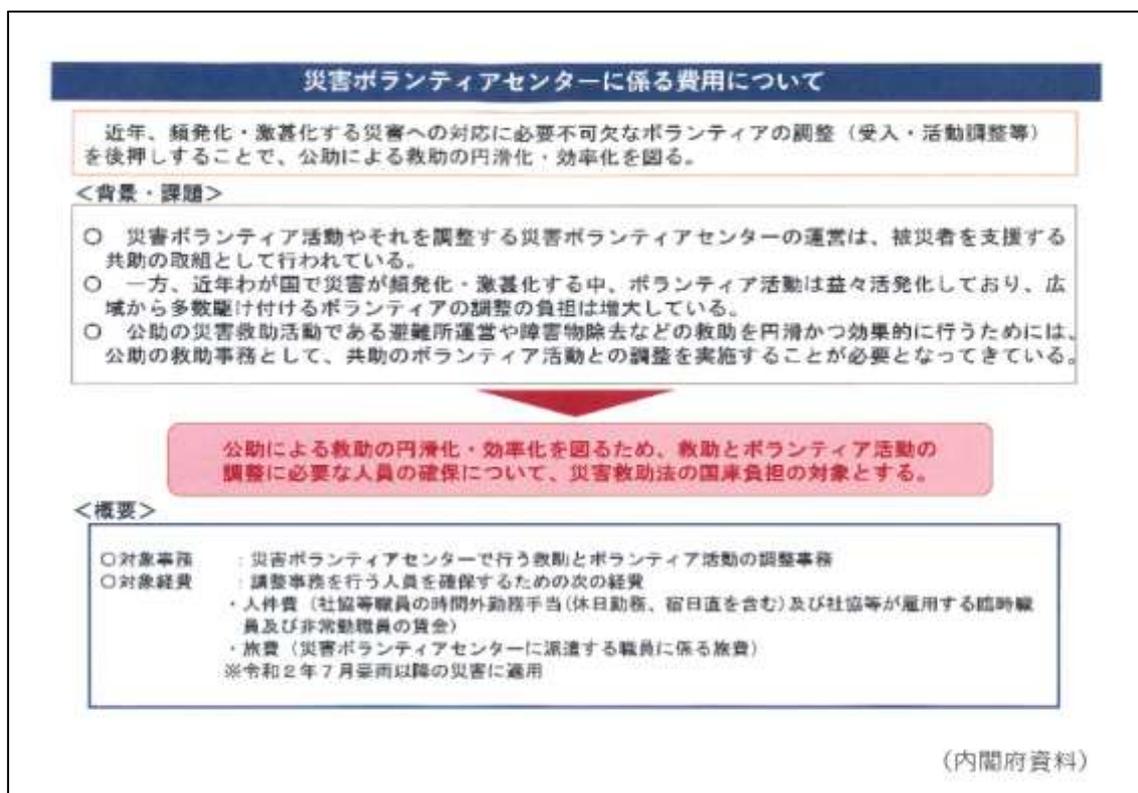
- ・元々その地域で活動し、今後も活動していく地元社協があくまで活動の主体である。地元の自主性・主体性を支え、地元の意向や力量、ペースに合わせて支援する。
- ・被災による混乱や動揺、先行きへの不安を抱えている地元スタッフを共感的に支える。
- ・地元の平時からのつながりや資源を生かし、復興の時期につなげる。
- ・経験や考えに基づく「あるべき姿」を念頭におきながらも、外部支援者が去った後の地元での継続性を考え、地元スタッフに無理をさせすぎない。

### ○「チームによる対応・協働」

- ・災害対応には被災地内外の多様な関係者の力を結集することが求められる。被災者の支援のために、社協関係者だけでなく、NPO や他のボランティア活動推進組織、関係機関とも協働して災害ボランティアセンターを運営することが求められる。
- ・災害ボランティアセンターの一員として、スタッフやボランティアとのコミュニケーションを心がける
- ・課題を自分だけで派遣期間中に無理に解決しようとしなない。災害ボランティアセンターの他のメンバーや後続の応援職員を含めて、チームとして対応することを心がける。

### 参考資料3：災害ボランティアセンターにかかる費用の国庫負担について

令和2年8月28日付にて、令和2年7月豪雨以降の災害について、「救助とボランティア活動の調整に必要な人員の確保のための費用の一部」が災害救助法（国庫負担）の対象とされた。



## 参考資料4：災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとのより効果的な連携について

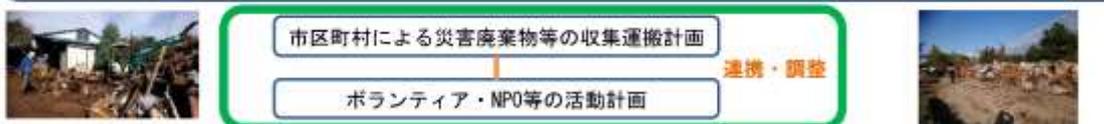
災害廃棄物の撤去等について、被災された住民の健康への配慮や安心・安全の確保、生活再建のために、市区町村の廃棄物部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が、日頃から情報共有を進め、発災時には緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するために、全社協、内閣府、環境省、JVOADの4者連名でそれぞれの関係団体に「災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとのより効果的な連携について（周知）」の文書を2019（平成31）年4月8日付で下記の文書が発出されています。

主な内容は以下の通り。

- 1 平時の連携
  - (1) 連絡担当者の共有
  - (2) 災害廃棄物の分別・排出方法の検討・周知
- 2 発災時の連携
  - (1) 連絡体制の構築
  - (2) 災害廃棄物の撤去等に係る広報・周知

### ボランティアとの連携

- 市区町村（環境部局、都市部局）は、自衛隊、ボランティア（社会福祉協議会）・NPO、環境省と連携して、環境省事業、国土交通省事業等により災害廃棄物等の撤去を実施。
- 特に、ボランティア・NPO等の活動で排出された災害廃棄物等が、宅地前の道路等に堆積して交通の障害等を発生させることのないよう、市区町村が調整して仮置場への災害廃棄物等の搬出を実施。



作業実施地区や作業内容を調整、分担する等の例



---

社協における災害ボランティアセンター活動支援の基本的考え方  
—全国的な社協職員の応援派遣の進め方—

全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会

平成 25 年 3 月 25 日策定  
令和 3 年 5 月 18 日改定

---